

新型コロナウイルス感染症対策としての交通事業者への支援ならびに関連要綱の改正

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策により、利用者が減り減収となっている

- （1）路線バス事業者（継続支援）
- （2）タクシー事業者（継続支援）
- （3）運転代行事業者（追加支援）

に対し、継続的な運営を支援するために補助金を交付します。

2. 概要

（1）路線バス運行事業者

令和元年度乗降者数と令和4年度乗降者数を比較、減少分に係る経費の一部を補助
補助率 2分の1

（2）タクシー事業者

補助対象とする車両 当該事業者が専ら市内を拠点として運行している車両

補助金額 1台につき 35,000円

補助対象とする従業員 同事業者に運転手として勤務する者（二種免許所有者に限る）

補助金額 1人につき 70,000円

（3）運転代行事業者（岐阜県公安委員会の認定を受けている者に限る）

補助対象とする車両 当該事業者が専ら市内を拠点として運行している車両

補助金額 1台あたり 70,000円

内訳：車両 20,000円、従業員（二種免許所有者）30,000円（その他）20,000円

3. 改正する要綱

- ①多治見市新型コロナウイルス感染症対策路線バス運行継続緊急支援補助金交付要綱
- ②多治見市新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者運行継続緊急支援補助金交付要綱

以上